埼玉機械工業健康保険組合

第4期特定健康診査等実施計画書

趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定健康指導)を実施することとされた。

本計画は、当組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当組合の現状

輸送用機器製造等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

2023年12月末現在の加入事業所数は214社で、約8割の事業所が埼玉県に所在している。工場・支店などは埼玉県内で約600箇所、県外では約200箇所に点在している。加入事業者は、零細・中小事業者が多く、被保険者20人未満の事業所が全体の約4割を占め、1事業所あたりの平均被保険者数は約120人となっている。

加入者は、被保険者数　25,177名、被扶養者数　19,711名。

被保険者の平均年齢が44.40歳で、男性が全体の約8割を占める。

2022年度の健診実施状況は次のとおりです。

〇定期健康診断

全被保険者を対象に、法定の事業主健診に特定健康診査及び血液検査にクレアチニンを含め、医療機関に委託し行った。　(受診人数　18,933名)

〇特定健康診査

40歳以上の被扶養者並びに任意継続被保険者を対象に受診券を発行し、集合契約を利用し行った。　(受診人数　467名)

〇人間ドック

38歳以上の被保険者並びに配偶者たる被扶養者を対象に、医療機関に委託し行った。　(受診人数　4,463名)

〇レディース健診

女性の加入員を対象に、婦人生活習慣病予防健診を東京都総合組合保健施設振興協会に委託し行った。　(受診人数　1,659名)

また、当組合の保健師や管理栄養士により、事後処置を対象者に合わせて行っている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系８学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診を代行していたことから、当組合が主体となって行う。

事業者が健診を実施した場合は、当組合は、そのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者が負担する。

3. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群への第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

Ⅰ　達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

2029 年度における特定健康診査の実施目標を 85%とする。

この目標を達成するために、2024 年度以降の受診率を以下のように定める。

目標実施率　（%）

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	目標
被保険者	93.50%	93.80%	94.10%	94.40%	94.70%	95.00%	－
被扶養者	36.75%	37.83%	38.91%	44.30%	49.69%	55.86%	－
合　　計	79.00%	79.50%	80.00%	81.60%	83.20%	85.00%	**85%**

2. 特定保健指導の実施に係る目標

2029 年度における特定保健指導の実施目標を 30%とする。

この目標を達成するために、2024 年度以降の実施率を以下のように定める。

目標実施率
（被保険者＋被扶養者）　（人）

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	目標
40歳以上対象者	20,773	20,565	20,360	20,156	19,955	19,755	－
対象者数	3,701	3,664	3,627	3,591	3,555	3,520	－
実施者数	440	490	539	711	880	1,045	－
実施率(%)	12.00%	13.50%	15.00%	20.00%	25.00%	30.00%	**30%**

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

2029 年度において、2008 年度と比較し、特定保健指導対象者割合の減少率 25%以上とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

① 特定健康診査

被保険者 （人）

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者	15,466	15,311	15,158	15,006	14,856	14,708
目標実施者数	14,461	14,362	14,264	14,166	14,069	13,972
目標実施率	93.50%	93.80%	94.10%	94.40%	94.70%	95.00%

被扶養者 （人）

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者	5,307	5,254	5,202	5,150	5,098	5,047
目標実施者数	1,950	1,988	2,024	2,281	2,533	2,819
目標実施率	36.75%	37.83%	38.91%	44.30%	49.69%	55.86%

② 特定保健指導の対象者数

（人）

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者合計	3,664	3,627	3,591	3,555	3,520	3,484
実施者数	440	490	539	711	880	1,045
実施率	12.00%	13.50%	15.00%	20.00%	25.00%	30.00%

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

被保険者の特定健康診査は、事業主健診に含め契約医療機関にて行い、契約外医療機関での受診は補助金を利用する。特定保健指導は、当組合の健康指導室が行うほか、個別契約を利用する。

被扶養者の特定健康診査並びに特定保健指導は、健康保険組合連合会及び都道府県代表保険者が健診機関とりまとめ機関とで行う集合契約並びに個別契約を利用する。

(2) 実施項目

標準的な健診・保健指導プログラムに記載されているものとする。

(3) 実施時期

特定健康診査及び特定保健指導ともに通年実施する。

(4) 委託の有無

ア 特定健康診査

被保険者は、個別契約を結んだ医療機関にて受診できるようにし、契約外医療機関

での受診は補助金を利用する。

被扶養者は、健康保険組合連合会及び都道府県代表保険者が健診機関とりまとめ機関とで行う集合契約、並びに社団法人東京都総合組合保健施設振興協会と個別契約を結び受診できるようにする。

イ　特定保健指導

被保険者については当組合職員が行うほか、標準的な健診保健指導プログラムの考え方に基づきアウトソーシングする。

被扶養者については、標準的な健診保健指導プログラムの考え方に基づきアウトソーシングする。健康保険組合連合会及び都道府県代表保険者が健診機関とりまとめ機関とで行う集合契約、並びに社団法人東京都総合組合保健施設振興協会と個別契約を結び、全国での利用が可能となるようにする。

(5) 受診方法

被保険者の特定健康診査については、事業所等を巡回して行う受診者は、事業所を通じて日時を決定したうえで、特定健康診査項目を含んだ事業主健診を受ける。それ以外については人間ドックやレディース健診も含めて各自受診してもらう。特定保健指導については、事業所で実施する場合は日時等について、事業所と相談のうえで行う。個別で実施する場合は、各委託業者の指示どおり行う。

被扶養者の集合契約の場合は受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健康診査を受診し、特定保健指導を受ける。それ以外の場合については各委託業者の指示どおり行う。

(6) 周知・案内方法

事業所を通じておこなうほか、当組合機関誌・ホームページ等に掲載する。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約医療機関から電子データを随時受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定健康診査の結果から階層化し実施する。

Ⅳ 個人情報の保護

当組合は、埼玉機械工業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。外部委託する場合は、データ利用の範囲等を契約書に明記することとする。

Ⅴ 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌やホームページなどに掲載する。

Ⅵ 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、目標と大きくかけ離れた場合や、その他必要がある場合には見直すこととする。